

令和6年度 第2回ホットライン運用ガイドライン検討協議会 議事要旨

1 開催概要

(1) 開催日時等

- 開催日時
令和7年1月23日(木) 午前10時から午前11時まで
- 開催方式
ウェブ会議

(2) 出席委員等

- 委員(五十音順)
虎ノ門南法律事務所 弁護士 上沼 紫野
東京大学大学院法学政治学研究科 教授 穴戸 常寿
國學院大學法学部 教授 高橋 信行
立教大学法学部 教授 深町 晋也
桃尾・松尾・難波法律事務所 弁護士 松尾 剛行
子供とネットを考える会 代表 山口 あゆみ
- 事務局
警察庁サイバー警察局サイバー企画課
- オブザーバー
総務省
インターネット・ホットラインセンター(IHC)

2 議事進行

(1) 開会

- ※ 事務局より開会を宣言した。

(2) 議事

- 事務局説明
ガイドライン改定案における追加タイプの「犯罪実行者の募集」に関し、第1回以降に新たに追加された判断基準(「募集者の氏名・名称、住所、連絡先、業務内容、就業場所及び賃金」(以下「6情報」とする。))が記載されていない募集情報を違法とする)について説明を行った。
- 自由討議
各委員からの主な意見については以下のとおり。

【犯罪実行者募集情報の判断基準について】

- ・ 正規の求人においても、たまたま住所の記載をしてなかったという場合に違法情報として削除の対象とされるというのは少し基準が厳しいのではないかという点が気になったが、IHCで一定程度広く情報を受け付け、かつ形式的な判断ができるようにした上で警察でも判断を行うのであれば、闇バイトに対する迅速な対策が求められている社会情勢のもとでは、やむを得ない対応なのではないかと考えられ、結論としては賛成である。
- ・ 基本的には提案されたガイドラインの記載案、その実際の運用については賛成である。
IHCのガイドラインの記載内容と、情報流通プラットフォーム対処法の施行に伴い、大手プラットフォーム事業者に求められる総務省の違法情報ガイドラインにおける削除基準における内容とが揃っていることは、非常に重要である。
- ・ 実際に運用していく中で、IHCと警察庁のそれぞれの業務において、ガイドラインにおける違法情報の該当性判断に関する記録を取っていただきたい。例えば、投稿のみでは6情報がはっきり確認できない場合に、リンク先で6情報を確認できたというような記録である。このような運用には、必ず一時間がかかってしまうが、その一時間分について作業の証跡を残しておくことが重要であると思う。
- ・ 闇バイト対策については、政府で大きな方針を出され、また、警察庁において様々な対策に苦勞され、全国の都道府県警察の取組もあって、今後、どこまで抑え込めるかといった状況かと思われる。ガイドラインを施行してからは、その効果を検証していくことが大事であり、例えば、効果が見られれば、6情報全部を対象としなくてもいいという判断をする検討も行えるようになる。
- ・ 職業安定法上のインターネットにおける広告、求人募集の正しい掲載方法について、厚生労働省と連携するなどして広く普及啓発を行うことも重要であると思われる。
- ・ IT業界では、「こんな感じのことをやっているのだけれど興味のある人にお話させていただきますよ」というようなことをSNSで発信している人がいる。IHCで受理した内容について、警察でも判断を行うということで、当面は前後の投稿のチェック作業など大変な負担になるのではと思われるが、改定内容の周知を進めていくことで、IT業界でも、違法だと疑われないような求人情報を出されるようになっていくと考えられ、そのような広報啓発を並行して進めていくことが必要ではないかと思う。
- ・ 改定案の記載内容を見た当初は、他の類型と比較して、形式的要件で該当性を判断するのは、少し厳しくないかという意見を持っていたが、警察でも内容を見て判断をしていくということであり、結論としては改定案に賛成する。
- ・ 改定案について、警察でも内容をきちんと確認した上で、該当性を判断するスキームも含め、基本的な方針については賛成である。

(3) 閉会